

支援者のための

成年後見制度 活用ハンドブック

～ ひろげよう! 市民後見 ～



名古屋市

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

名古屋市成年後見あんしんセンター

はじめに

平成12年に新たな成年後見制度(以下「成年後見」という。)が施行されて、今年で14年が経ちました。平成24年の成年後見の申立件数は、全国で34,689件で、平成24年12月末時点での成年後見の利用者は、16万人余とされています。

厚生労働省では平成25年6月に全国で認知症高齢者は、462万人と発表しました。認知症予備軍とされる軽度認知障害(MCI)を含めると800万人を超え、その他、知的障害者、精神障害者をあわせると判断能力が十分でない方がさらに多くなりますが、このような成年後見を必要とする方々の制度利用は、まだまだ進んでいないという状況があります。

判断能力が十分でない方の権利を擁護し、支援する方を成年後見人、保佐人、補助人(以下「後見人等」という。)と呼びます。これまではその役割を親族の方が多く担ってきましたが、平成24年に、初めて親族以外の第三者後見人等が50%を超えて親族後見人等を上回りました。

これらのことから成年後見の利用を普及していくには、

- ① 今後もますます増加していくと思われる第三者後見人の担い手を確保していく。
- ② より多くの市民に、分かりやすく成年後見について伝えていく仕組みをつくる。

ということが必要となってくると思われまます。

このような状況の中、現在、名古屋市では市民による後見の推進を図っているところですが、市民後見人は決して第三者後見人の担い手不足を補うためのものではありません。成年後見の事案の中には、遺産分割協議等の法的な専門知識が必要な事案ばかりでなく、見守りを中心とした成年後見人の活動で対応できる事案もあります。そのような事案に対しては、市民による積極的な社会貢献という視点と日常生活の延長線上にある見守りを『市民』という特性を生かして積極的に担っていくという2つの視点で、市民後見人が活動をしています。

また、成年後見を普及していくためには、判断能力が十分でない方々を日ごろから支援し、支えている福祉従事者や行政関係者(以下「支援者」という。)によるニーズの的確な把握が必要となります。そのためには、支援者の方々が成年後見を理解し、相談を受けた場合やその利用の必要性を感じた場合などに、どのように実務に取り組めばよいかを分かりやすく解説したものが必要となってきます。

そこで「市民後見推進検討会」を設置し、実務上の課題等を検討しハンドブックを作成しました。市民後見人を始め専門職後見人などの活動事例を通して、成年後見の理解を深めていただくとともに、支援者の方々が成年後見につなぐ際のガイドラインと流れ、またそれぞれの段階における支援方法等を提示しました。

ハンドブックが、支援者の皆さまにとって、成年後見の必要性を確認され、どのように支援をすればよいかの道しるべとなり、更には成年後見制度の普及に寄与することができれば幸いです。

最後に、ハンドブックの作成にあたり、貴重なご意見、ご指導をいただきました金城学院大学朝倉美江先生、愛知県弁護士会の矢野和雄先生始め「市民後見推進検討会」の委員の皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成26年4月

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

成年後見制度活用ハンドブック

I 成年後見制度活用検討ガイドライン

- 成年後見制度活用検討ガイドラインの活用方法1
- 成年後見制度活用検討フローチャート2
- 成年後見制度活用検討ガイドライン3
- 成年後見にかかる調査票5

II 成年後見制度の概要

- 1 成年後見制度の概要7
- 2 成年後見人等の具体的な職務内容12
- 3 法定後見制度の申立て手続きの流れ13
- 4 任意後見制度の手続きの流れ15
- 5 申立てに必要な書類一覧17
- 6 成年後見制度にかかる費用19

III 市民後見人とは

- 市民後見人とは、養成の流れ22
- 市民後見人の受任事案の想定、支援・監督23
- 市民後見人の活動・声24
- (参考) 専門職が選任された事例26

IV 参考資料

- 成年後見制度に関する相談・問合せ28
- 成年後見制度と日常生活自立支援事業の概要34